

全 員 協 議 会

日 時 令和 7 年 11 月 13 日 (木)

議員連絡会終了後

場 所 市議会議場

○ 協議・報告事項

[当局側の事項]

- 1 島田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について -----資料 1
- 2 令和 8 年度の組織再編について -----資料 2
- 3 第 3 次島田市総合計画（案）について-----別途配付

島田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1 概要

島田市新型インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）は、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、感染症危機に際して迅速に対処するためのものであり、2013年度（平成25年度）に現在の計画が策定された。

その後、新型コロナウイルス感染症を経験し、「平時の備えの不足」、「変化する状況への柔軟かつ機動的な対応」、「情報発信」などの課題を踏まえ、政府行動計画が2024年7月に、県行動計画が2025年3月にそれぞれ全面改定された。これらを受け、市行動計画の全面改定を行うものである。

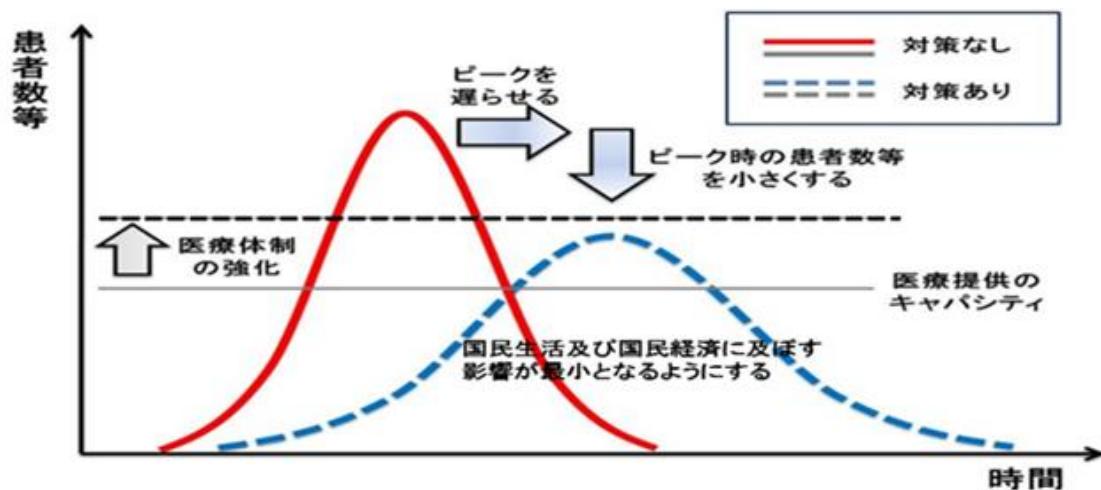
2 計画作成の根拠

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）第8条

3 計画の目的

新型インフルエンザ等への対策強化を図り、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

（以下のイメージ図参照）



4 改定内容

【基本方針】

○全面改定（政府及び県行動計画と同様）

- ・総論は県行動計画から市が関係する部分を抜粋し記載
- ・各論は県が作成した手引きに従い、本市の状況に合わせ記載

【改定のポイント】

○新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症等も念頭に置き「新型インフルエンザ等」を定義

～対象となる感染症等の共通の特徴～

「一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある」こと

○対策項目を、現在の6項目から7項目に改め、記載の充実を図る

《改定前》		《改定後》	
I	実施体制	I	実施体制
II	サーベイランス・情報収集	II	情報提供・共有、リスクコミュニケーション
III	情報提供・共有	III	まん延防止
IV	予防・まん延防止	IV	ワクチン
V	医療等	V	保健
VI	市民生活・地域経済の安定の確保	VI	物資
		VII	住民の生活及び地域経済の安定の確保

○対応時期を現在の5期から3期に改め、「いつ何をするべきか」を明確化

《改定前》		《改定後》	
第1節	未発生期	第1章	準備期
第2節	海外発生期	第2章	初動期
第3節	国内発生早期	第3章	対応期
第4節	国内感染期		
第5節	小康期		

【各論における主な記載内容】

I 実施体制	
準備期	実践的な訓練の実施 (P18) 市行動計画等の作成や体制整備・強化 (P18)
初動期	新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 (P25) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保 (P25)
対応期	基本となる実施体制の在り方 (P29)
II 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
準備期	市及び県と市の間における情報提供・共有 (P18, 19) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 (P19)
初動期	市及び県と市の間における情報提供・共有 (P25) 双方向のコミュニケーションの実施 (P25)
対応期	市及び県と市の間における情報提供・共有 (P29, 30) 双方向のコミュニケーションの実施 (P30)
III まん延防止	
準備期	対策強化に向けた理解や準備の促進等 (P19)
初動期	まん延防止対策の準備 (P25)
IV ワクチン	
準備期	接種に必要な資材 (P19, 20)、ワクチンの供給体制 (P20)、接種体制の構築 (接種体制、特定接種、住民接種、情報提供・共有、DX の推進) (P20～23)
初動期	接種体制 (体制の構築、必要な資材、特定接種、住民接種) (P26～28)
対応期	ワクチンや必要な資材の供給 (P30)、接種体制 (特定接種、住民接種) (P30～32)、健康被害救済 (P32)、情報提供・共有 (P32, 33)
V 保健	
準備期	県との連携体制の構築 (P23)
対応期	健康観察及び生活支援、県との連携 (P33)
VI 物資	
準備期	感染症対策物資等の備蓄等 (P23)
VII 住民の生活及び地域経済の安定の確保	
準備期	情報共有体制の整備 (P24)、支援の実施に係る仕組みの整備 (P24)、物資及び資材の備蓄 (P24)、生活支援を要する者への支援等の準備 (P24)、火葬体制の構築 (P24)
初動期	遺体の火葬・安置 (P28)
対応期	住民の生活の安定・社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 (P34, 35)

5 これまでの対応状況

- 令和7年4月～6月：改定案【素案】作成
- 7月：府内意見照会・【素案】調整
- 8月：県意見照会 ※疑義事項の照会は随時実施
- 9月：改定案【原案】決定
- 9～10月：島田市医師会、榛原医師会への意見聴取
- 11月：市議員全員協議会での報告（本日）

6 今後のスケジュール（予定）

- 令和7年12月：県意見聴取
- 令和8年1月～2月：パブリックコメントの実施・【原案】最終調整
- 3月：市行動計画改定
- 県知事への報告、市議会報告

(案)

島田市新型インフルエンザ等対策行動計画



令和8年 月

島 田 市

目 次

はじめに	1
特措法と市行動計画	1
I 特措法の制定目的及び市の責務	1
II 特措法が対象とする「新型インフルエンザ等」の定義	2
III 市行動計画の位置づけ	3
IV 市行動計画の構成	4
 第1部 総論	6
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針	7
I 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	7
II 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	8
III 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	10
第2章 対策の基本項目	13
第3章 対策推進のための役割分担	15
 第2部 各段階における対策(各論)	17
第1章 準備期	18
I 実施体制	18
II 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	18
III まん延防止	19
IV ワクチン	19
V 保健	23
VI 物資	23
VII 住民の生活及び地域経済の安定の確保	24
第2章 初動期	25
I 実施体制	25
II 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	25
III まん延防止	25
IV ワクチン	26
V 住民の生活及び地域経済の安定の確保	28

第3章 対応期	29
I 実施体制	29
II 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	29
III ワクチン	30
IV 保健	33
V 住民の生活及び地域経済の安定の確保	34
参考資料	36
1 新型インフルエンザ等対策物品備蓄状況一覧	36
2 用語集	36
3 特定接種の対象となり得る職種について	39

略称等一覧

本計画では、以下の略称を用いる

略称	正式名称等
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
薬機法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
基本的対処方針	特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針。新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
市行動計画	島田市新型インフルエンザ等対策行動計画
県行動計画	静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画
政府行動計画	新型インフルエンザ等対策政府行動計画
政府行動計画ガイドライン	新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン
保健医療計画	静岡県保健医療計画。医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定に基づき、県が定める医療提供体制等の確保を図るための計画
予防計画	静岡県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画、静岡市感染症予防計画及び浜松市感染症予防計画。感染症法第10条に規定する県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画

市対策本部	島田市新型インフルエンザ等対策本部。特措法第34条に基づき、市長が本部長となり、副市長、市教育委員会教育長、当該区域を管轄する消防署長又はその指名する消防吏員の他、市長が任命する市職員により構成
県対策本部	静岡県新型インフルエンザ等対策本部。特措法第22条に基づき、知事が本部長となり、副知事、県教育委員会教育長、県警察本部長の他、県庁各部局の職員により構成
政府対策本部	内閣に設置される新型インフルエンザ等対策本部。特措法第15条に基づき、内閣総理大臣が本部長となり、国務大臣等により構成。特措法第2条第1項第2号に定める措置は当該本部が設置された時から廃止されるまでの間において実施される措置
連携協議会	静岡県感染症対策連携協議会。感染症法第10条の2に基づき、県が関係機関を構成員として設置
推進会議	新型インフルエンザ等対策推進会議。政府における新型インフルエンザ等対策の推進を図るため、内閣に置かれる会議
センター	ふじのくに感染症管理センター
保健所	県保健所と保健所設置市の保健所
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁
JIHS	国立健康危機管理研究機構。国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号)に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として2025年4月に設立
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症医療機関等の案内を行うもので、県及び保健所設置市が設置するもの
コールセンター	住民から、感染症対策その他感染症に関する一般的な質問について受け付けるセンターで、県及び市が設置するもの
WHO	世界保健機関。World Health Organizationの略で、「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的とする国連の専門機関

はじめに

特措法と市行動計画

I 特措法の制定目的及び市の責務

1 私たち(人類)を取り巻く感染症の状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでにも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナが世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに対面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取り組みが求められる。ワンヘルスアプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

2 特措法の制定目的

新型インフルエンザは、これまでに流行した季節性インフルエンザとはウイルス抗原性が大きく異なる新しいインフルエンザウイルスで、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が免疫を持っていないため、急速なパンデミックを引き起こし、人類への大きな健康被害と社会経済的な影響をもたらすことが危惧される。

また、風邪の病原体として人類に広く知られているコロナウイルスや未知の新感染症についても、ウイルスの変異等により、同様の事態が生じることが懸念される。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事

業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別措置を定めたものであり、感染症法と相まって国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等の対策の強化を図る。

3 特措法における市の責務

市は、国、県及び指定(地方)公共機関と相互に連携協力し、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内における新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

※根拠

- ・特措法その他の法令
- ・政府行動計画
- ・基本的対処方針(特措法第18条第1項)
- ・政府行動計画ガイドライン
- ・県行動計画

II 特措法が対象とする「新型インフルエンザ等」の定義

特措法での定義 (第2条)	左列の感染症法での定義 (第6条)	共通の特徴
新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ等感染症■新型インフルエンザ■再興型インフルエンザ■新型コロナウイルス感染症■再興型コロナウイルス感染症(あらかじめ規定するもので再興したもの)	一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある
	既に知られている感染症の疾病(政令で定めるもの) 1類感染症、2類感染症、3類感染症と新型インフルエンザ等感染症を除く	
	既に知られている感染性の疾病とは、その病状又は治療の結果が明らかに異なるもの (厚労大臣が認めて公表するもの)	

III 市行動計画の位置づけ

1 市行動計画の策定

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画に基づき策定され、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

2 新型コロナ対応での経験

2019年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020年1月には我が国でも新型コロナの感染者が確認された。

その後、同月には政府対策本部(新型コロナウイルス感染症対策本部)が設置された。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われた。

市では、政府対策本部及び県対策本部の設置に合わせ、市対策本部を設置し「市民の命を守るため、感染拡大防止と医療体制の確保」と「ウィズ／アフターコロナをふまえた社会・経済活動の維持」のため、様々な対応を行った。

3 市行動計画改定の理由と目的

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の改定を行うものとされている。

今般の政府行動計画の改定(2024年7月閣議決定)は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機により万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行われたものである。

政府による新型コロナの対応(以下「新型コロナ対応」という。)の課題整理の結果、

- ・平時の備えの不足
- ・変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・情報発信

が課題として挙げられた。

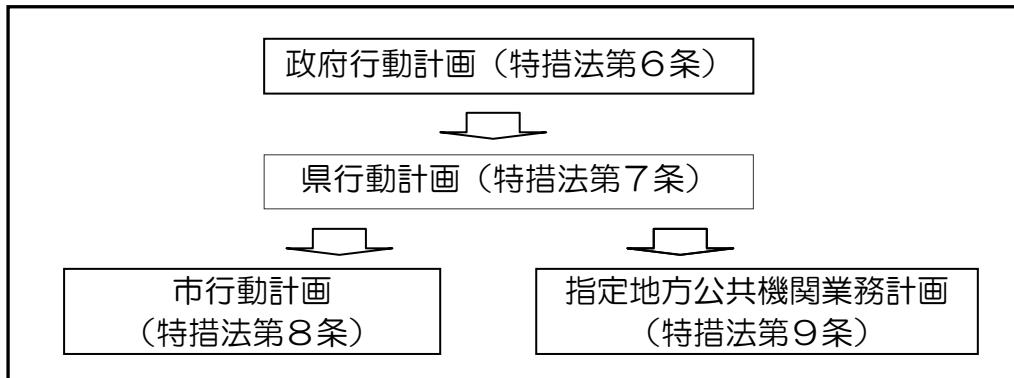
こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であることから、政府行動計画は

- ・感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・基本的人権の尊重

の3つの目標を実現できるよう、全面改定された。

今回、これらの政府行動計画の改定内容に併せて県行動計画が改定されたことを受け、市行動計画の改定を行う。

○市は、その責務に鑑み、特措法第8条の規定に基づき、市行動計画を策定する。



IV 市行動計画の構成

2020年2月に静岡県で最初の新型コロナの感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、住民の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、住民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国・県・市を挙げての取組が進められてきた。

今般の市行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。

市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特性や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

市行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、市行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、政府行動計画及び県行動計画の他、基本的対処方針と整合しつつ、対応を行っていくこととなる。

従前の市行動計画は、2013年(平成25年度)に策定されたものであるが、政府行動計画及び県行動計画の改定にあわせ、今般、初めてとなる抜本改正を行う。

具体的には、

- ・新型コロナ対応の経験やその間に行われた関係法令等の整備
- ・県におけるセンター及び国における統括庁やJIHSの設置等を通じた感染症危機対応への体制整備
- ・県及び国の総合調整権限・指示権限の創設・拡充によるガバナンス強化

等を踏まえ、各種の対策を抜本的に拡充し、具体化している。また、対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなく他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、対策段階をこれまでの5期(未発生期・海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期)から3期(準備期・初動期・対応期)に再編し、特に準備期の取組を充実させている。

また、対策項目についても、政府行動計画及び県行動計画においてこれまでの6項目か

ら 13 項目に拡充されたことを受け、市行動計画においても、現在の6項目を県から指定された7項目にあらため、新型コロナ対応で課題となった項目について記載の充実を図る。

第1部 総論

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

I 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

1 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命や健康、生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くがり患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくて医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

II 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

政府行動計画及び県行動計画において、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方を次のとおり示しており、市の対策は、この考え方に基づいて行うものとする。

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなりスクを背負うことになりかねない。政府行動計画及び県行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

我が国においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画及び県行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階(準備期)では、水際対策の実施体制の構築、地域における地域医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(初動期)では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。
- 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期(対応期)では、患者の入院措置

や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や国民生活及び国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 地域の実情等に応じて、都道府県や関係省庁が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようになり、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、国民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

III 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市、県、指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、政府行動計画ガイドライン、県行動計画及び市行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起り得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々な想定を行い、初発の探知能力を向上させるとともに、国内初発の感染事例を探知したのち速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不斷の点検や改善

感染症危機は必ず起り得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や住民等に持つてもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様な想定対応や実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) 医療提供体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5) 情報の有効活用、国及び県との連携等のためのDXの推進や人材育成等

医療関係情報の有効活用、国及び県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国及び県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

2 基本人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限はこの新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対する医療従事者等の士気の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

3 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得るので、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部、県対策本部及び政府対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等対策に関する総合調整について、市は必要がある場合は県に対

して要請する。

5 高齢者施設等や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設等や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、医療機関との連携等を含め平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

6 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進めるとともに、市及び県において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で、地震等の災害が発生した場合には、市は国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

7 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第2章 対策の基本項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民の生活及び地域経渓に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策として、「①実施体制」、「②情報提供・共有、リスクコミュニケーション」、「③まん延防止」、「④ワクチン」、「⑤保健」、「⑥物資」「⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保」の7項目を対策項目に掲げ立案している。

なお、各対策項目における目標と目標達成のための取組については以下のとおりである。

(1) 各対策項目における目標と目標達成のための取組

対策項目	目標	目標達成のための取組
①実施体制	・感染拡大の抑制 ・市民の生命及び健康の保護 ・市民生活及び地域経済への影響の最小化	・平時における関係機関間の連携、人材の確保・育成、訓練の実施 ・有事の迅速な情報収集・分析及びリスク評価による的確な政策判断と実行
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・地域の実情に基づいた正確な情報の迅速な提供 ・市民等の適切判断・行動に資するための、双方向のコミュニケーションによるリスク情報と見方の共有	・平時における情報提供・共有、双方向コミュニケーションの体制整備 ・住民等の感染症に対する意識の把握と、感染症危機に対する理解を深めるための啓発
③まん延防止	・感染拡大を抑制し、健康被害を最小限にとどめる ・市民生活及び社会経済活動への影響の最小化	・基本的な感染対策の普及啓発 ・有事の際の対応等についての平時からの理解促進
④ワクチン	・個人の感染や発症、重症化を防ぐことによる市民の健康の保護 ・受診患者数の減少による健康被害や社会経済活動への影響の最小化	・医療機関や事業者、関係団体等とともに平時から接種の具体的な体制や実施方法についての準備 ・ワクチン接種に関する事項等の分かりやすい広報等の実施
⑤保健	・地域の感染状況や医療提供体制の状況に応じた市民の生命及び健康の保護	・食事の提供等や健康観察等の実施に向けた県との連携体制の構築 ・平時からの情報収集体制や人員体制の構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT の活用等を通じた業務効率化・省力化

⑥物資	・感染症対策物資等の不足による市民の生命及び健康への影響防止	・平時からの感染症対策物資等の備蓄 ・有事における感染症対策物資等の確保
⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保	・有事における市民生活及び地域経済活動への影響の最小化	・平時からの事業者・住民への準備の勧奨 ・有事における市民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援

(2) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

	内容	具体的な対応
①国及び県との連携	・収集した情報の効果的な提供方法の検討・実施 ・住民に最も近い行政単位として、予防接種や住民の生活支援等を担う	・国及び県への平時からの提言 ・国及び県との共同訓練の実施
②人材育成	・中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成の継続 ・幅広い人材を対象とした訓練や研修による人材の裾野の拡大 ・地域の対策のリーダーシップをとることができる人材の確保	・保健師等の人材確保、育成及びキャリア形成の支援 ・リスクコミュニケーションを含む感染症対応業務に関する研修・訓練の実施、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携 ・災害・感染症医療業務従事者の人員確保 ・新型コロナ対応の経験の職員間での共有
③DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進	・業務負担の軽減、関係者の連携強化及びデータ利活用促進による新型インフルエンザ等への対応能力の向上	・国が整備する情報収集・共有、分析の基盤整備への協力 ・平時からの保健所・医療機関等関係機関の業務の効率化と情報の共有化

第3章 対策推進のための役割分担

主体	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> ・有事における基本的対処方針に基づいた市内に係る対策の的確かつ迅速な実施(ワクチン接種、市民の生活支援、有事の要配慮者の支援等)と、市内における対策の総合的な推進
県	<ul style="list-style-type: none"> ・有事における基本的対処方針に基づいた県内に係る対策の的確かつ迅速な実施と県内における対策の総合的な推進 ・医療提供体制の確保とまん延防止に関する的確な判断と対応 ・平時における医療措置協定及び検査等措置協定の締結による計画的な準備と有事における迅速な体制移行 ・連携協議会等による予防計画・保健医療計画の協議と予防計画に基づく取組状況の国への報告と進捗管理 ・平時からの医療提供体制の整備やまん延を防止していくための取組の実施とPDCAサイクルに基づく改善
国(指定行政機関を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・有事において的確かつ迅速に自ら対策を実施するとともに、県、市及び指定(地方)公共機関が実施する対策を支援 ・WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携の確保 ・新型インフルエンザ等、ワクチン、その他の医薬品の調査や研究の実施これらに係る国際協力による、発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期開発と確保 ・準備期の対策の着実な実施と定期的訓練による対策の点検及び改善 ・新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議を通じた総合的な取組の推進 ・有事における基本的対処方針の決定と、推進会議等の意見を踏まえた対策の推進・国民・事業者等への感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有 【指定行政機関】 ・政府行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、発生時における所管分野における段階に応じた具体的な対応のあらかじめの決定

医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・県との医療措置協定の締結、院内感染対策の研修・訓練の実施及び感染症対策物資の確保などの推進 ・新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定 ・有事における、県からの要請に応じた医療措置協定に基づく、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣の実施
指定(地方)公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・有事における新型インフルエンザ等対策の実施
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・平時からの職場における感染症対策の実施及び重要業務の事業継続等に係る準備及び有事における業務の継続的実施
一般の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・平時からの有事に備えた職場における感染対策の実施及びマスクや消毒薬等の備蓄(特に多数の者が集まる事業を行う者)
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・平時からの新型インフルエンザ等に関する情報及び知識等の収集及び健康管理と基本的な感染対策の個人レベルでの実践 ・平時からの新型インフルエンザ等の発生に備えた衛生用品、食料品及び生活必需品等の備蓄 ・有事における感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策の実施

第2部 各段階における対策(各論)

第1章 準備期

準備期における各対策項目の考え方及び取組

I 実施体制

1 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- (1) 市は、市行動計画を作成・変更する。市は市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞く。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- (3) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。
- (4) 市は、第3章(対応期)に記載している特定新型インフルエンザ等対策の事務代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

3 国及び地方公共団体等の連携の強化

- (1) 国、県、市及び指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- (2) 国、県、市及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

II 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

(1) 市における情報提供・共有について

地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きい。市においては、政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の

方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫についても検討する。

(2) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておくことも必要である。

(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

III まん延防止

1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

IV ワクチン

1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L)
<input type="checkbox"/> トレイ	<input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器
<input type="checkbox"/> 体温計	<input type="checkbox"/> ペンライト
<input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器	【文房具類】
<input type="checkbox"/> 手指消毒剤	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印
<input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品	【会場設営物品】

<p>要用意すること。代表的な物品を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん材、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<p><input type="checkbox"/>机 <input type="checkbox"/>椅子 <input type="checkbox"/>スクリーン <input type="checkbox"/>延長コード <input type="checkbox"/>冷蔵庫／保冷バック・保冷剤 <input type="checkbox"/>ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/>耐冷手袋等</p>
---	---

2 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

3 接種体制の構築

(1) 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

(2) 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は、国から要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

また、基準に該当する市内の事業者に対して、国が管理するデータベースへ登録申請するように登録に必要な作業や手続等を周知する。

特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

(3) 住民接種

平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

① 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

ア 市は住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望するすべて

の住民が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる行動を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- ・接種対象者数
- ・従事する市職員の確保
- ・医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- ・接種場所の確保(医療機関、保健福祉センター、学校等)及び運営方法の策定
- ・接種に必要な資材等の確保
- ・国、県及び市間や、医師会等の関係団体への連携体制の構築
- ・接種に関する住民への周知方法の策定

イ 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の福祉部局、介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者の者の接種体制を検討すること。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1~6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳~18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象として試算する。

ウ 市は、医療従事者の確保について、接種方法(集団的接種個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に接種対象者を1か所に集め

て実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は地域の医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。

- エ 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管管理場所及び調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能である。
- ② 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 市は、速やかに接種できるよう医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(4) 情報提供・共有

① 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして、「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとってわかりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

② 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行うこととなり、県は、こうした市の取組を支援することとなる。

③ 予防接種担当部門以外の分野との連携

市予防接種担当部門は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び予防接種担当部門以外の分野との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市予防接種担当部門は、市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じ

て学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。

(5) DXの推進

- ① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

V 保健

県との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等患者等に対して食事の提供等や健康観察等を実施するため、県が感染症サーベイランスシステムにより把握・管理している情報のうち、市に居住している新型インフルエンザ等患者等に係る氏名、住所、年代、重症度、確定診断日、連絡先など、必要な個人情報を県から提供を受ける。その実施にあたって、必要な目的にのみ個人情報を共有する観点から、市と県との間で覚書を締結するよう努める。

VI 物資

感染症対策物資等の備蓄等

- (1) 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (2) 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

VII 住民の生活及び地域経済の安定の確保

1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部関係部門間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

3 物資及び資材の備蓄

(1) 市は、市行動計画に基づき、VIの(1)で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(2) 市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

5 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部門等の関係機関との調整を行うものとする。

第2章 初動期

初動期における各対策項目の考え方及び取組

I 実施体制

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 国が政府対策本部を設置した場合や、県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- (2) 市は、必要に応じて、第1章(準備期) I の2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について、所要の準備を行う。

II 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1 情報提供・共有について

(1) 市における情報提供・共有について

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

(2) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

(3) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

III まん延防止

国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

IV ワクチン

1 接種体制

(1)接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(2)ワクチンの接種に必要な資材

市は、第1章(準備期)IVの1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

(3)特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整を得られるよう必要な支援を行う。

(4)住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、市介護保険担当部門、福祉担当部門と予防接種担当部門が連携し行うこと(調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険担当部門や福祉担当部門又は県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は予防接種担当部門と連携し行うこと等)が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、

多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健福祉センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師、看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、県においては、市の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。

⑥ 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の福祉部局、介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医師法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診、接種に関わる者として、予診を担当する医師 1 名、接種を担当する医師又は看護師 1 名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等 1 名を 1 チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を 1 名おくこと(接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。)、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。

⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や、消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
□消毒用アルコール綿 □トレイ □体温計 □医療廃棄物容器、針捨て容器 □手指消毒剤 □救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を用意すること。代表的な物品を以下に示す ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	□マスク □使い捨て手袋(S・M・L) □使い捨て舌圧子 □膿盆 □聴診器 □ペンライト 【文房具類】 □ボールペン(赤・黒) □日付印 □スタンプ台 □ハサミ 【会場設営物品】 □机 □椅子 □スクリーン □延長コード □冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 □ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 □耐冷手袋等

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨を示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なよう準備を行うこと。

V 住民の生活及び地域経済の安定の確保

遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3章 対応期

対応期における各対策項目の考え方及び取組

I 実施体制

1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

(1) 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。
- ③ 市は、必要があるときは、国へ職員の派遣要請や応援を求める。

(2) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するなど財源確保に努め、必要な対策を実施する。

2 緊急事態措置の検討等について

緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

II 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1 情報提供・共有について

(1) 市における情報提供・共有について

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

(2) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

2 基本の方針

双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

III ワクチン

1 ワクチンや必要な資材の供給

- (1) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、政府行動計画ガイドライン「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」第3章3を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- (2) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- (3) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解決するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って市内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- (4) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

(1) 特定接種

地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2)住民接種

① 予防接種体制の構築

- ア 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- イ 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ウ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。
- エ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- オ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- カ 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険担当部門等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

② 接種に関する情報提供・共有

- ア 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- イ 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナーポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸すことのないよう対応する。
- ウ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

③ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健福祉センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険担当部門等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

④ 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けたものが当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3 健康被害救済

- (1) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- (2) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- (3) 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

4 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の有効性や安全性等の周知に取り組む。

(1) 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

(2) 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - ア 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - イ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - ウ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行

して情報収集・分析が進められているため、逐次様々な知見が明らかになる。

エ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。

ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが重要である。

イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。

ウ 接種の時期、方法など国民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

IV 保健

1 主な対応業務の実施

(1) 健康観察及び生活支援

① 市は、県が実施する健康観察に協力する。

② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

(2) 健康観察及び生活支援における県との連携

① 市は、県に協力して新型インフルエンザ等患者等に対して食事の提供等や健康観察等を実施するため、県が感染症サーベイランスシステムにより把握・管理している情報のうち、市に居住している新型インフルエンザ等患者等に係る氏名、住所、年代、重症度、確定診断日、連絡先など、必要な個人情報を県から提供を受ける。その実施にあたって、必要な目的にのみ個人情報を共有する観点から、市と県の間で覚書を締結するよう努める。

また、市は住民の不安を解消するとともに、感染症のまん延を防止するための適切な行動を促すため、新型インフルエンザ等の発生状況、動向及び原因に関する状況に対する住民の理解の増進を図るために必要があると県が認めるときの、県からの協力依頼に対応するとともに、市内における患者等の数、確定診断日、その他県が必要と認める情報の提供を受ける。

② 市は、新型インフルエンザ等に罹患し入院、宿泊療養、自宅療養をする患者の同居者や家族に、生活支援を要する障害者や高齢者がいる場合には、県と情報共有し、相談支援専門員やケアマネジャー等と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への搬送)を行う。

V 住民の生活及び地域経済の安定の確保

1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

(1)心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(2)生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(3)教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(4)生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

(5)埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 市は、県を通じて国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合で、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1)事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民の生活への影響を緩和し、地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(2)住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

《参考資料》

1 新型インフルエンザ等対策物品備蓄状況一覧

※令和7年3月31日現在

物品名	在庫数	備考
N95マスク	26,750 枚	【備蓄量の基準】 市職員(病院職員も含む)が概ね6ヶ月業務を継続するにあたり必要な量
サージカルマスク	342,000 枚	
防護服	4,900 着	
アイソレーションガウン(フリーサイズ)	15,000 着	
ゴーグル	1,520 個	
シーブズカバー	10,200 枚	
手袋(サイズS・M・L、左右兼用)	170,000 枚	
手指消毒スプレー(100ml/本)	5,200 本	
アルコールハンドジェル(500ml/本)	1,450 本	
石鹼(シャボネット 1,000ml/本)	1,400 本	
ペーパータオル(200 枚/箱)	5,550 パック	
フェイスシールド	14,100 枚	

2 用語集

用語	内容
ワンヘルス(アプローチ)	人や動物の健康と、それを取り巻く環境を包括的に捉え、関連する人獣共通感染症などの分野横断的な課題に対し、関係者が連携して取り組む概念(取組)
パンデミック	世界的規模で流行すること
医療措置協定	感染症法第 36 条の3第1項に規定する県と県内の医療機関との間で締結される協定
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健観察機能も有している

感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
業務継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止を要請すること等が含まれる
健康観察	感染症法第 44 条の3第1項又は第2項の規定に基づき、知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること
検査等措置協定	感染症法第 36 条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ的確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている
住民接種	特措法第 27 条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国、県及び保健所設置市等による一方向の情報提供だけではなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション

登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止及び同法第 25 条に規定する県対策本部の廃止までをいう
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
PDCA	Plan(計画)、 Do(実行)、 Check(評価)、 Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症
Vaccine Hesitancy	日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種の躊躇」等が使われている

3 特定接種の対象となり得る職種について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するための基本的な考え方は以下のとおり整理されている。

(1) 特定接種の登録対象者

A 医療分野

(A-1:新型インフルエンザ等医療型、A-2:重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	協定締結医療機関等において新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者(医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等)	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、JIHS、国立研究開発法人国立成育医療研究	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	重大・緊急の生命保護に従事する有資格者(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士)	厚生労働省

		センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関		
--	--	--	--	--

(注1)重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設(A-1に分類されるものを除く。)指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人木	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある利用者(要介護度3以上、障害程度区分4(障害児にあっては、短	厚生労働省

		ーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設		期入所に係る障害児程度区分2と同程度)以上又は未就学児以下)がいる入所施設と訪問事業所 介護等の生命維持に関わるサービスを直接行う職員(介護職員、保健師・助産師・看護師・准看護師、保育士、理学療法士等)と意思決定者(施設長)	
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売、配達	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
体外診断用医薬品製造業	B-2 B-3	体外診断用医薬品製造販売業 体外診断用医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な体外診断用医薬品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる体外診断用医薬品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の販売、配達	厚生労働省

業 医療機器貸与業					
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
再生医療等製品販売業	B-2 B-3	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる再生医療等製品の販売、配達	厚生労働省
再生医療等製品製造業	B-2 B-3	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる再生医療等製品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	原料調達、ガス製造、ガスの供給監視・調整、設備の保守・点検、緊急時の保安対応、製造・供給・顧客情報等の管理、製造・供給に関連するシステムの保守業務	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨及び金融の安定	銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節、資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置	財務省

空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資(特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。)の航空機による運送確保のための空港運用	航空保安検査、旅客の乗降に関する業務、燃料補給、貨物管理、滑走路等維持管理	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	航空機の運航業務、客室業務、運行管理業務、整備業務、旅客サービス業務、貨物サービス業務	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送業務	船舶による緊急物資の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	通信ネットワーク・通信設備の監視・運用・保守、社内システムの監視・運用・保守	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	運転業務、運転指令業務、信号取扱い業務、車両検査業務、運用業務、信号システム・列車無線・防災設備等の検査業務、軌道及び構造物の保守業務、電力安定供給のための保守業	国土交通省

				務、線路・電線路設備保守のための統制業務(電力指令業務、保線指令業務)、情報システムの管理業務	
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	発電所・変電所の運転監視・保修・点検・故障・障害対応、燃料調達受入、資機材調達、送配電線の保修・点検・故障・障害対応、電力系統の運用・監視・故障・障害対応、通信システムの維持・監視・保修・点検・故障・障害対応	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	トラックによる緊急物資の運送の集荷・配達・仕分け管理、運行管理、整備管理	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	旅客バス・患者等搬送事業用車両の運転業務、運行管理業務、整備管理業務	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材、編成・番組制作、番組送出、現場からの中継、放送機器の維持管理、放送システム維持のため	総務省

				の専門的な要員の確保	
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	郵便物の引受・配達	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	新聞(一般紙)の新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材業務、編集・制作業務、印刷・販売店への発送業務、編集・制作システムの維持のための専門的な要員の確保	経済産業省
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	現金の供給、資金の決済、資金の融通、金融事業者間取引	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業		河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	ダムの流量調節操作及び用水供給施設の操作、流量・水質に関する調査、ダム及び用水供給施設の補修・点検・故障・障害対応	国土交通省
工業用水道業		工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	浄水管理、水質検査、配水管理、工業用水道設備の補修・点検・故障・障害対応	経済産業省

下水道業		下水道処理施設維持管理業 下水管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	処理場における水処理・汚泥処理に係る監視・運転管理、ポンプ場における監視・運転管理、管路における緊急損傷対応	国土交通省
上水道業		上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	浄水管理、導・送・配水管理、水道施設の故障・障害対応、水質検査	国土交通省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融機関間の決済、CD/ATMを含む決済インフラの運用・保守	金融庁
		金融商品取引所等		銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付、付合せ、約定	
		金融取引清算機関		有価証券や派生商品の取引に基づく債務の引受け、取引の決済の保証	
		振替機関		売買された有価証券の権利の電子的な受渡し	
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品(LPGを含む。)の供給	石油製品(LPGを含む。)の輸送・保管・出荷・販売	経済産業省

石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	製油所における関連施設の運転、原料及び製品の入出荷、保安防災、環境保全、品質管理、操業停止、油槽所における製品配送及び関連業務、貯蔵管理、保安防災、環境保全、本社・支店における需給対応(計画・調整)、物流の管理	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	燃料調達、冷暖房・給湯の供給監視・調整、設備の保守・点検、製造・供給に関する設備・システムの保守・管理	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品(缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。)の販売	食料品の調達・配達、消費者への販売業務	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品(石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をい	食料品、生活必需品の調達・配達、消費者への販売業務	経済産業省

			う。以下同じ。)の販売		
食料品 製造業	B-5	缶詰・農産保存食 料品製造業 精穀・精粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料 製造業(育児用調 整粉乳に限る。)	新型インフルエンザ 等発生時における 最低限の食料品の 供給	最低限の食料品の 製造、資材調達、出 荷業務	農林水産業
飲食料 品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ 等発生時における 最低限の食料品及 び食料品を製造す るための原材料の 供給	食料品・原材料の 調達・配達・販売業 務	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業(LPガ ス、ガソリンстан ド)	新型インフルエンザ 等発生時におけるL Pガス、石油製品の 供給	オートガススタンド におけるLPガスの 受入・保管・販売・ 保安点検 サービスステーションにおける石油製 品の受入・保管・配 送・販売・保安点検	経済産業省
その他の生活 関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	遺体の火葬業務	厚生労働省
	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	遺体の死後処理に 際して、直接遺体に 触れる作業(創傷の 手当・身体の清拭・ 詰め物・着衣の装 着)	経済産業省

その他 小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	生活必需品の調達・配達、消費者への販売業務	経済産業省 厚生労働省
廃棄物 処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	医療機関からの廃棄物の収集運搬、焼却処理	環境省

(注2)業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3)上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(注4)水先業及びタグ事業については、水運業の一体型外部事業者とする。

(注5)倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業については、取り扱う物資によって公益性が変化するため、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、外部事業者とする。また、緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的(恒常的)な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っているところは一体型外部事業者として処理し、これらと短期的な契約を行っている事業者は、一般の外部事業者とする。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象になり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1:新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2:新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3:民間の登録事業者と同様の職務

区分1:新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	政府対策本部員	区分1	統括庁
政府対策本部の事務	政府対策本部事務局職員	区分1	統括庁
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	内閣官房職員(官邸・閣議関係職員)	区分1	統括庁
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知	推進会議委員	区分1	統括庁

見の提供			
各省庁の意思決定・総合調整に関する事務 (秘書業務を含む。)	各省庁政務三役(大臣・副大臣・大臣政務官) 秘書官	区分1	各省庁
各省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部事務の考え方は、以下のとおり。 ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	各省庁対策本部構成員 各省庁対策幹事会構成員 各省庁対策本部事務局担当者	区分1	各省庁
諸外国との連携調整、在外邦人支援	在外公館職員	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	検疫所職員 動物検疫所職員 入国管理局職員 税関職員	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集、検査体制の整備、ワクチン製造株の開発・作製	JIHS職員	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(行政府)	内閣法制局職員	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	都道府県対策本部員	区分1	—
都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市町村対策本部員	区分1	—
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	区分1	—
住民への予防接種、協定指定医療機関との調整、疫学的調査、検体の採取	保健所職員 市町村保健師 市町村保健センター職員	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議	国会議員 国会議員公設秘書(政)	区分1	—

(秘書業務を含む。)	策担当秘書、公設第一秘書、公設第二秘書		
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	地方議會議員	区分1	—
国会の運営	衆議院事務局職員 参議院事務局職員	区分1	—
地方議会の運営	地方議会関係職員	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(立法府)	衆議院法制局職員 参議院法制局職員	区分1	—

区分2:新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	裁判所職員	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	検察官	区分2	法務省
刑事施設等(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所)の保安警備	刑事施設等職員	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	消防職員 消防団員 都道府県の航空消防隊 救急搬送事務に従事する職員(消防本部を置かない市町村について救急搬送事務を担当することとされている職員に限る。)	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するための船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送	防衛省職員	区分1 区分2	防衛省

その他、第一線(部隊等)において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督			
国家の危機管理に関する事務	内閣官房職員 各省庁職員	区分2	内閣官房 各省庁

区分3:民間の登録事業者と同様の業務

(1)の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業又は空港管理者(管制業務を含む。)、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業及び下水道処理施設維持管理業及び下水管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う業務(運用は登録事業者と同様とする。)

特定接種の対象となり得る業務	職種	区分	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	国立、県立・市町村立の医療施設職員	区分3	—
重大・緊急医療型			—
社会保険・社会福祉・介護事業	国立、県立・市町村立の介護・福祉施設職員	区分3	—
電気業	電気業に従事する職員	区分3	—
ガス業	ガス業に従事する職員	区分3	—
鉄道業	鉄道業に従事する職員	区分3	—
道路旅客運送業	道路旅客運送業に従事する職員	区分3	—
航空運送業又は空港管理者(管制業務を含む。)	地方航空局職員、航空交通管制部職員	区分3	国土交通省
火葬・墓地管理業	火葬場・墓地に従事する職員	区分3	—
産業廃棄物処理業	医療廃棄物処理業に従事する職員	区分3	—
上水道業	上水道業に従事する職員	区分3	—
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給業に従事する職員	区分3	—
工業用水道業	工業用水道業に従事する職員	区分3	—
下水道処理施設維持管理業及び下水管路施設維持管理業	下水道業に従事する職員	区分3	—

令和8年度組織再編内容

1 組織体制等の変更

(1) 市長戦略部

課名	変更点	変更理由
広報プロモーション課	<p>【ふるさと納税に関する事務の移管】</p> <p>(個人版) ふるさと納税に関すること ・「商工課」に新設する「<u>ふるさと納税係</u>」に移管する。</p> <p>(企業版) ふるさと納税に関すること ・「<u>内陸フロンティア推進課（企業誘致係）</u>」に移管する。 ※内陸フロンティア推進課については、令和8年度から「<u>企業立地推進課</u>」に<u>課名変更</u>する。</p>	ふるさと納税に関する事務を市内外の企業と関わりが強い部署に移管し、稼ぐまちの実現及び地域経済の活性化につなげていくため。
	<p>【担当名の変更】</p> <p>「シティプロモーション担当」を 「<u>シティプロモーション・移住促進担当</u>」とする。</p>	移住促進を担当名に含めることにより、移住促進の所管課を市民等から見てわかりやすくするため。

(2) 地域生活部

課名	変更点	変更理由
市民協働課	<p>【4担当制から2担当制へ変更】</p> <p>(令和7年度) ・「<u>協働推進担当</u>」 ・「<u>地域づくり担当</u>」 ・「<u>自治推進担当</u>」 ・「<u>女性活躍推進担当</u>」</p>	<p>(令和8年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「<u>協働推進担当</u>」 「<u>地域づくり担当</u>」 少人数の担当を統合し、業務量の変動に対して臨機応変に対応できる組織体制とするため。

(3) 産業経済部

課名	変更点	変更理由
農業振興課	「茶業振興室」に置かれている「 <u>茶業振興係</u> 」を <u>廃止</u> する。	「茶業振興室」に「茶業振興係」が置かれている（1室1係）状況を見直すため。
課名	変更点	変更理由
商工課	<p>「<u>ふるさと納税係</u>」を<u>新設</u>する。</p> <p>「ふるさと納税係」に「シティプロモーション担当」から <u>【個人版】ふるさと納税に関する事務を移管</u>する。</p>	稼ぐまちの実現及び地域経済の活性化につなげていくため。
内陸フロンティア推進課	<p>「内陸フロンティア推進課」を「<u>企業立地推進課</u>」に<u>課名変更</u>する。</p> <p>「企業誘致係」に「シティプロモーション担当」から <u>【企業版】ふるさと納税に関する事務を移管</u>する。</p>	市民等から見てわかりやすい名称とするため。 企業訪問や企業誘致といった企業との関わりの中で寄付企業の募集等を推進していくため。

(4) 観光文化部

課名	変更点	変更理由
文化振興課	【2係制から1係制へ変更】 「文化振興係」と「都市交流係」を統合し 「文化振興・都市交流係」とする。	少人数の係を統合し、業務量の変動に対して臨機応変に対応できる組織体制とするため。

(5) 行政経営部

課名	変更点	変更理由
行政総務課	「総務担当」と「統計担当」を統合し 「総務・統計担当」とする。	少人数の担当を統合し、業務量の変動に対して臨機応変に対応できる組織体制とするため。
	「 <u>行政手続オンライン化推進室（行政手続オンライン化推進担当）</u> 」を 令和7年度末に 廃止 する。	設置当初の目的である行政手続きのオンライン化、電子決裁や電子文書管理システムの導入といった環境整備がおおむね達成されたため。
人事課	「人材育成・活用担当」と「福利厚生担当」を統合し 「研修厚生担当」とする。	少人数の担当を統合し、業務量の変動に対して臨機応変に対応できる組織体制とするため。

(6) 教育部

課名	変更点	変更理由
学校教育課	課内に「 地域クラブ活動推進室 」を 新設 する。	室を設置し「学校部活動」の「地域クラブ活動」へのスムーズな移行を推進する組織体制とするため。

2 部課等の増減（※病院事務部を含む）

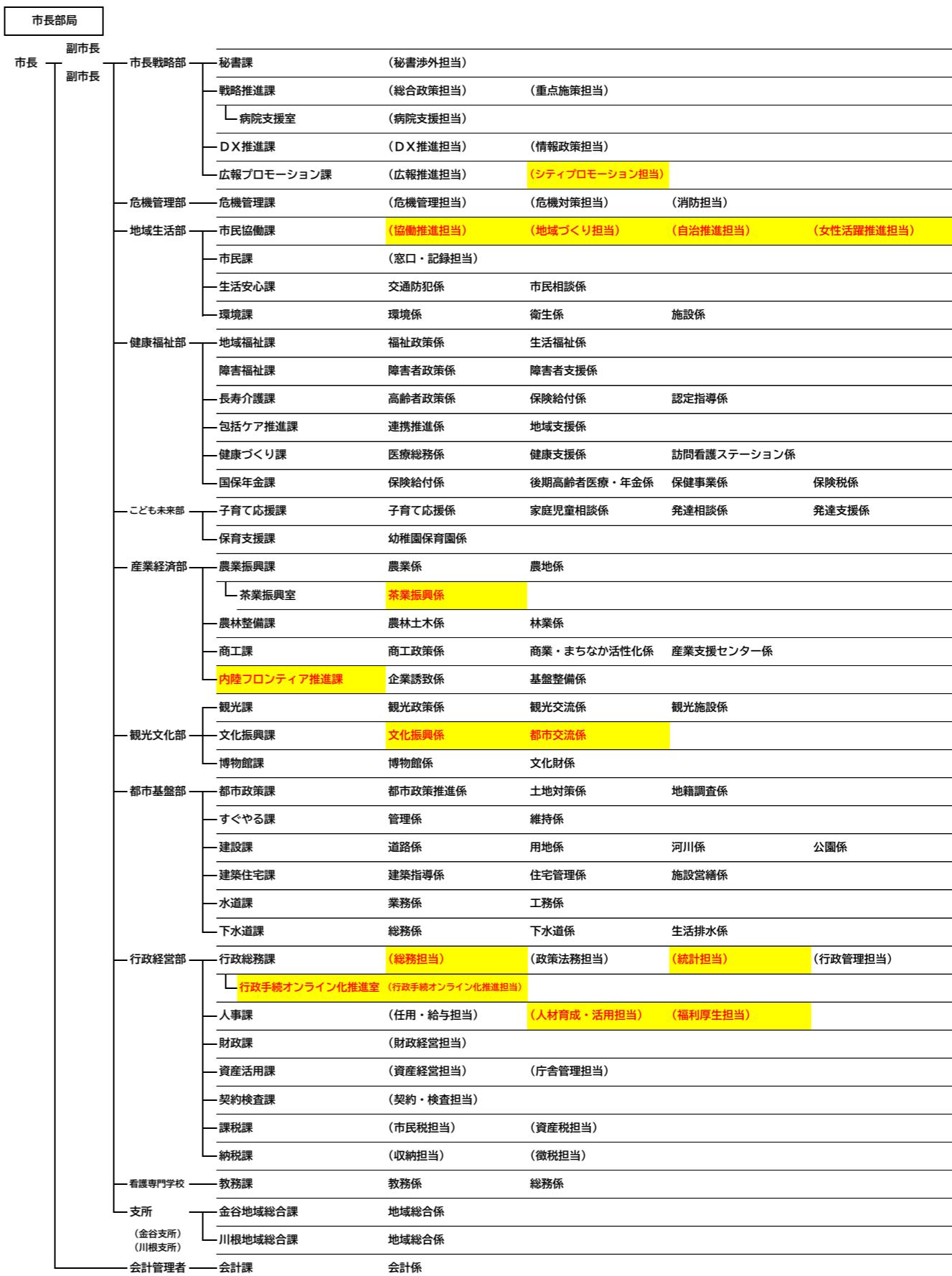
組織	現在	変更後	増減	備考
部	11	11	-	
課	50	50	-	
室	4	4	-	(減) 行政手続オンライン化推進室 (増) 地域クラブ活動推進室
係	85	84	1減	(減) 茶葉振興係 (増) ふるさと納税係 (減) 文化振興係 (減) 都市交流係 (増) 文化振興・都市交流係
担当	32	27	5減	(減) 協働推進担当 (減) 地域づくり担当 (減) 自治推進担当 (減) 女性活躍推進担当 (減) 総務担当 (減) 統計担当 (減) 行政手続オンライン化推進担当 (減) 人材育成・活用担当 (減) 福利厚生担当 (増) 協働推進担当 (増) 地域づくり担当 (増) 総務・統計担当 (増) 研修厚生担当

資料 2-2

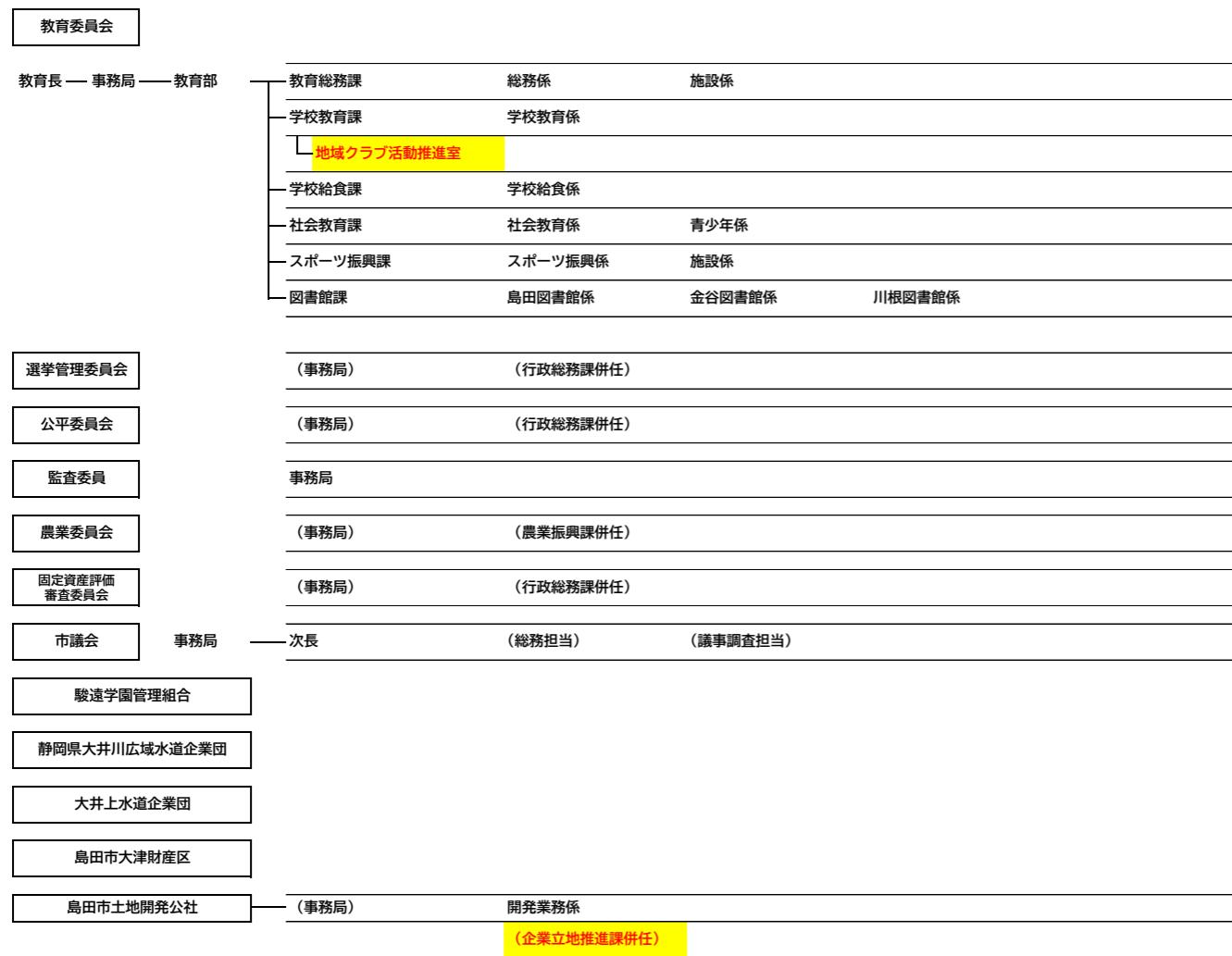
令和8年度 島田市行政組織図（市長部局）



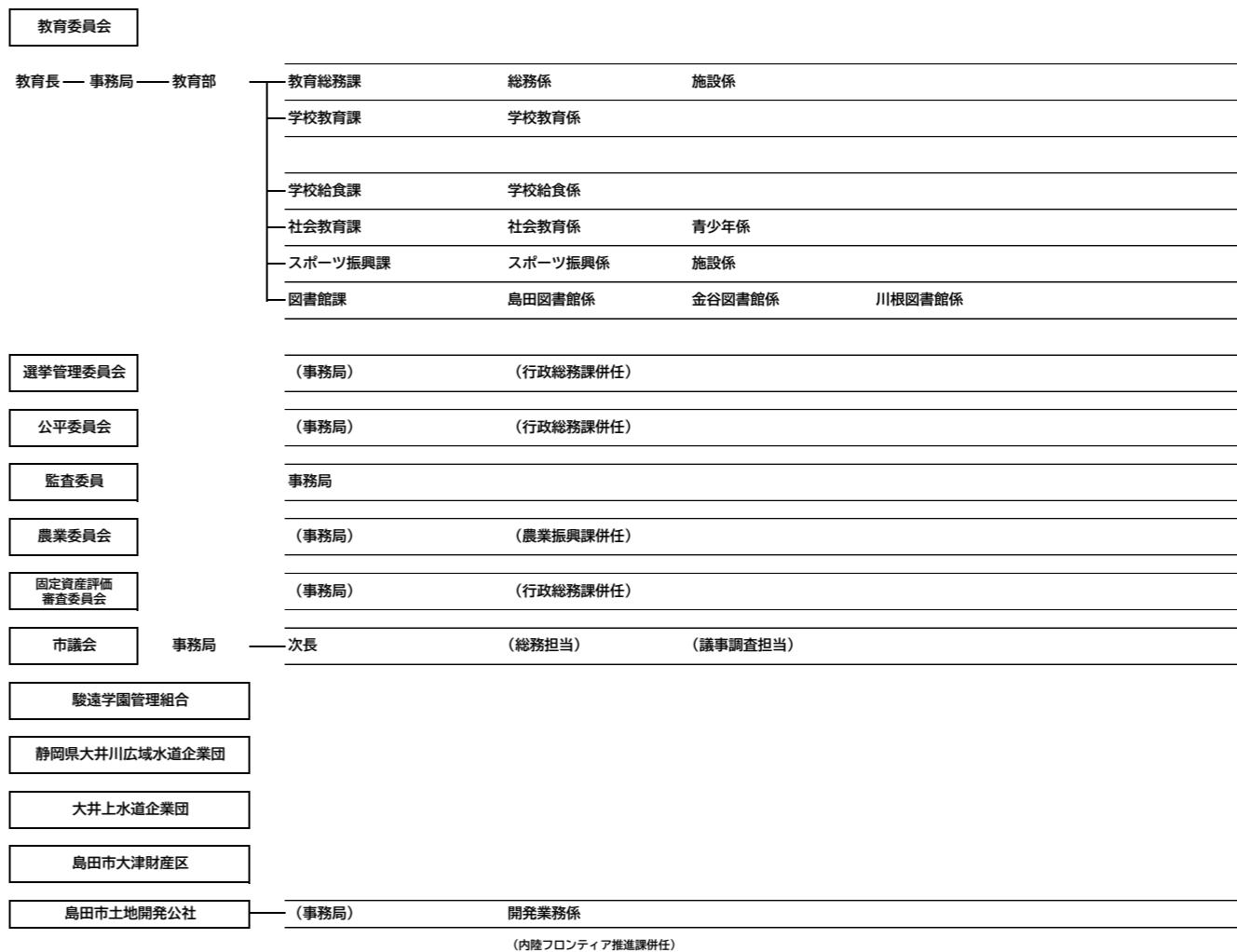
令和7年度 島田市行政組織図（市長部局）



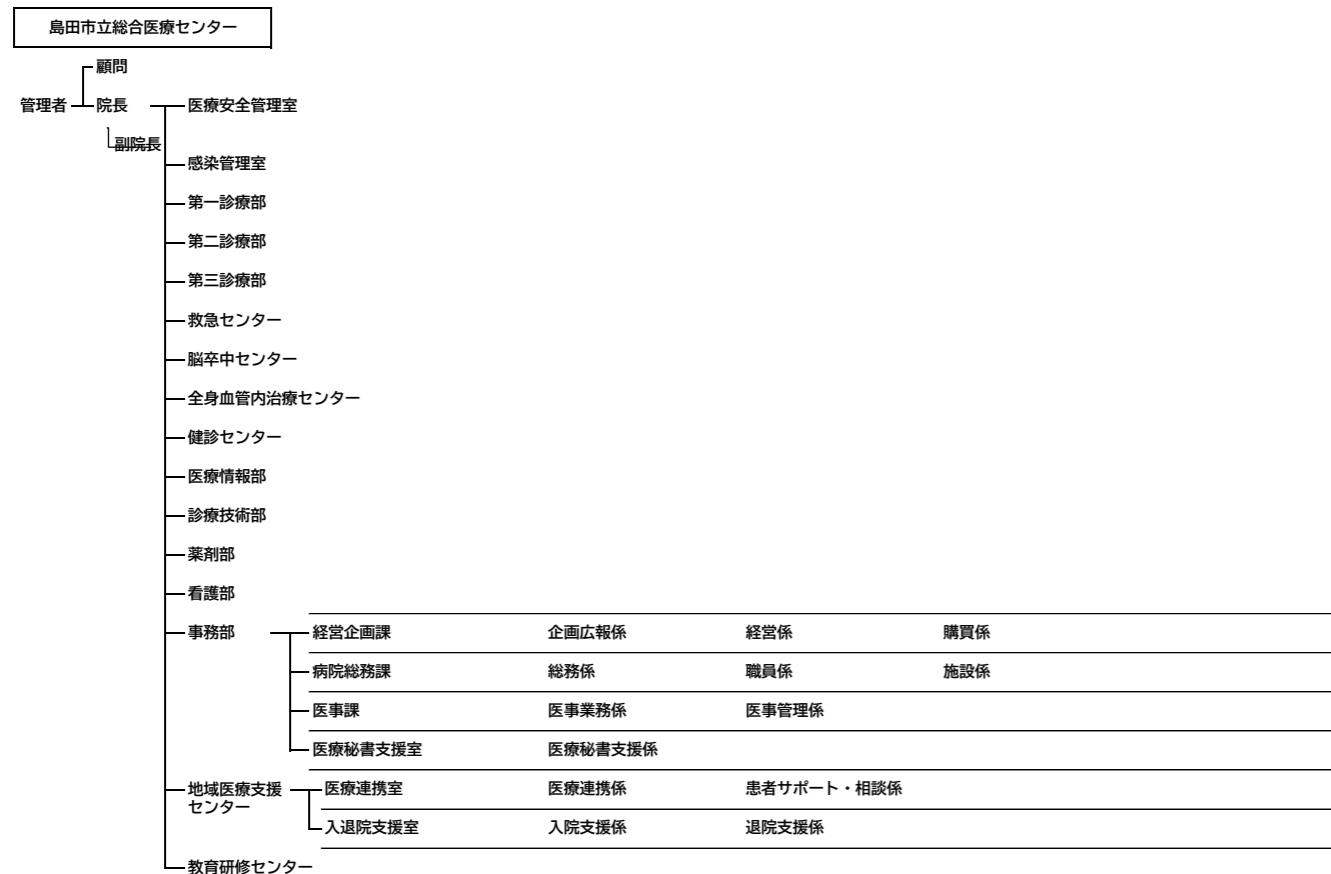
令和8年度 島田市行政組織図（教育委員会ほか）



令和7年度 島田市行政組織図（教育委員会ほか）



令和8年度 島田市病院事業組織図



令和7年度 島田市病院事業組織図

